# 大阪社会保険時報

**夏　宴**　暑い暑いの連発だけど、節電ムードで冷房を控えたら「熱中症にお気をつけあれ」と来たもんだ。とかく世の中は騒々しい。７月に訪れる台風の数も前代未聞なれば、雨は降れども涼しくはならず、一段と騒々しい蝉の鳴き声に呆れ果てる。オリンピックムードのテレビが、酷暑と睡眠不足を一段と増進し、体力消耗を促す。人間勝手の生活環境が、「生きる」ことの本質を、考えさせていることに気付く。暑ければ、頭から水を被って生きりゃいい。意外や素朴に生きる道があるのかも。花々たちも、人間とおなじ自然界で生きて文句を言わない。それどころか、静かに暑中お見舞いすらしてくれていれる。勝手もんたちよ！心を入れ替えよう。反省…（早朝万博蓮園にて）

フォト　エッセー　藤本　俊一（APA.JPS）


- 離婚時の厚生年金の分割制度について
- 国民年金第３号被保険者制度
- 学生納付特例期間中の国民年金保険料の追納について
- 協会けんぽからのお知らせ
  - ・平成23年度決算（医療分）のお知らせ　・平成23年度事業報告書について　・年金事務所内「協会けんぽ出張相談窓口」閉鎖のお知らせ
- ～ねんきんネットで家族のきずな～　「ねんきんネット」申し込み手順


**職場内で回覧しましょう**

# 離婚時の厚生年金の分割制度について

離婚等をしたときに、厚生年金の標準報酬（標準報酬月額および標準賞与額）を当事者間で分割することができる制度です。この年金分割制度は、離婚時の厚生年金の分割制度〔合意分割制度〕と、離婚時の国民年金第３号被保険者期間についての厚生年金の分割制度〔３号分割制度〕があります。

## 1 合意分割制度

次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができる制度です。

- 平成19年４月１日以後に離婚した場合や事実婚関係を解消した場合など。
- 当事者間の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めたこと。
- 請求期限（原則として離婚から２年以内）を経過していないこと。

この制度により分割される標準報酬は、離婚等をしたときはその「婚姻期間中の当事者の厚生年金の標準報酬」に限られます（事実婚関係にあった方の場合は、その「事実婚関係にあった間の国民年金第３号被保険者期間中の当事者の厚生年金の標準報酬」です）。

按分割合は、当事者双方の標準報酬の総額合計の２分の１までとなります。標準報酬の総額が多い方から少ない方へのみ分割が可能です。

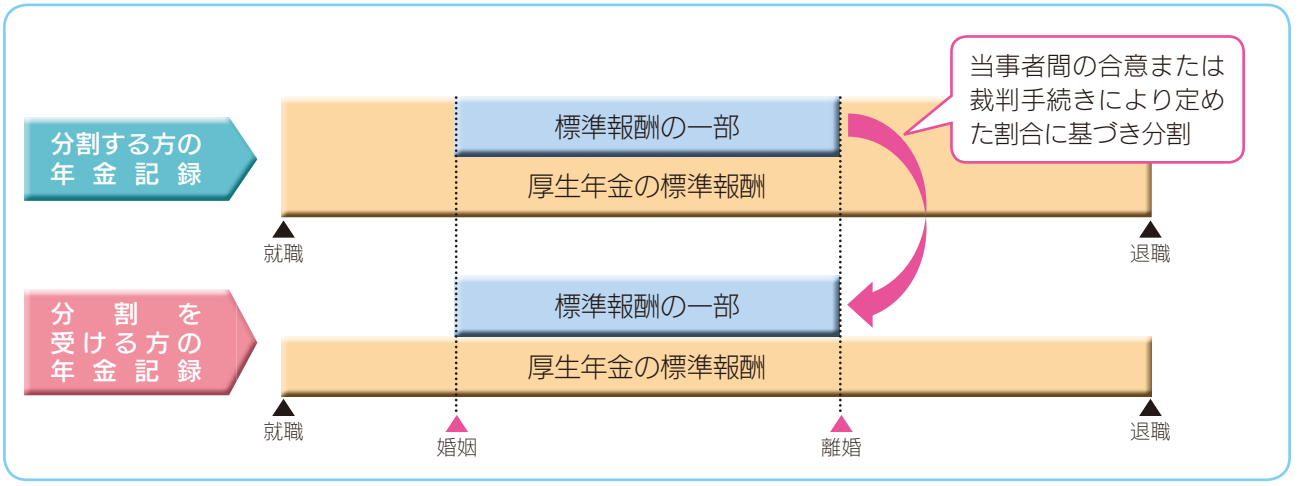


## 2 ３号分割制度

次の条件に該当した場合に、国民年金第３号被保険者であった方からの請求により、平成20年４月１日以後の相手方の厚生年金の標準報酬を２分の１ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

- 平成20年５月１日以後に離婚した場合など。
- 平成20年４月１日以後に国民年金第３号被保険者期間があること。
- 請求期限（原則として離婚から２年以内）を経過していないこと。

この制度で分割される標準報酬は、「平成20年４月１日以後の国民年金第３号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬」に限られます。

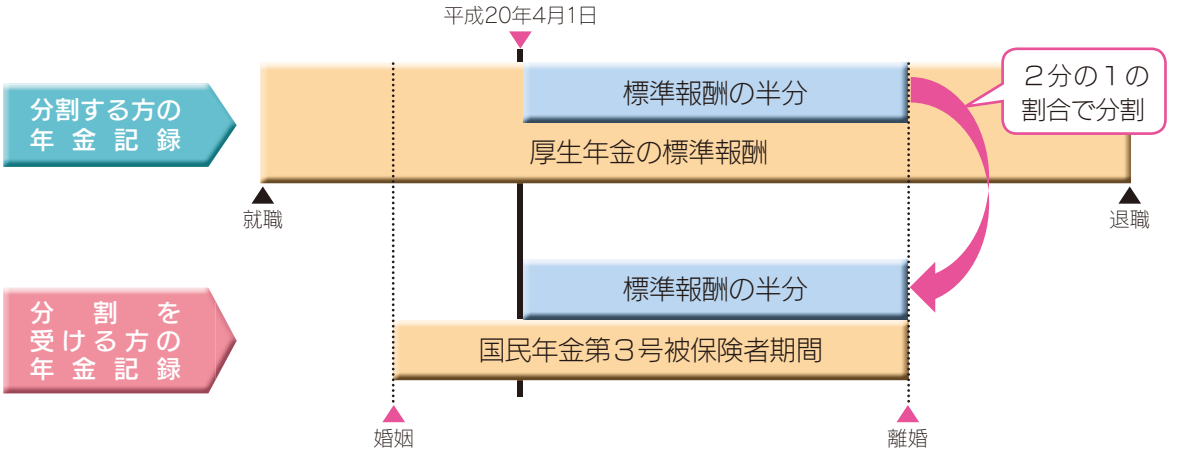


※３号分割制度の対象とならない婚姻期間中の厚生年金の標準報酬については、合意分割制度の条件に該当する場合、合意分割制度に基づき分割することができます。

## 3 合意分割制度と３号分割制度の相違点

合意分割制度と３号分割制度の主な相違点は、次のとおりです。

| | 合意分割制度 | ３号分割制度 |
|---|---|---|
| 制度の開始時期 | 平成19年４月１日 | 平成20年４月１日 |
| 分割の対象となる離婚等 | 平成19年４月１日以後に<br>①離婚した場合<br>②婚姻の取り消しをした場合<br>③事実婚の解消をしたと認められた場合 | 平成20年５月１日以後に<br>①離婚した場合<br>②婚姻の取り消しをした場合<br>③事実婚の解消をしたと認められた場合<br>④離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあると認められた場合 |
| 分割される対象 | 婚姻期間中の厚生年金の標準報酬 | 婚姻期間のうち、平成20年４月１日以後の当事者の一方が国民年金第３号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬 |
| 分割の方法 | 婚姻期間中の厚生年金の標準報酬が多い方から少ない方に対して標準報酬を分割 | 国民年金第３号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から、第３号被保険者であった方に対して標準報酬を分割 |
| 分割の割合 | 当事者間の合意または裁判手続きにより定められた年金分割の割合<br>（両者の標準報酬総額の２分の１まで） | ２分の１の割合（固定） |
| 手続きの方法 | 当事者の一方による請求 | 被扶養配偶者として国民年金第３号被保険者であった方による請求 |

**手続き等の詳細は、日本年金機構のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください**

# 国民年金第３号被保険者制度

**第３号被保険者は、20歳以上60歳未満の方で、第２号被保険者に扶養されている配偶者が該当します。**

## Q どんなときに届出が必要か？

**A1 (第３号被保険者になるとき)：**

①結婚して夫(妻)の扶養に入るとき
②退職して夫(妻)の扶養に入るとき※
③収入が減少し夫(妻)の扶養に入れるようになったとき
④就職した夫(妻)の扶養に入るとき
⑤扶養に入っていた妻(夫)が20歳になったとき

**こんなときはご注意ください**

※退職（第２号被保険者の資格喪失）後、しばらくしてから配偶者に扶養されるようになった。
例結婚の準備のために早めに退職し、しばらくしてから入籍して扶養されるようになった。
→このような場合、退職した時点で、国民年金第１号被保険者の手続きをし、その後、配偶者に扶養されるようになった時点で、第３号被保険者のお届けをしていただくことになります。

**A2 (第３号被保険者でなくなるとき)：**

①第３号被保険者の方が就職(厚生年金・共済年金に加入)したとき
②収入増加等で扶養から外れたとき
③配偶者が退職(第２号被保険者の資格を喪失)したとき
④離婚したとき
⑤第２号被保険者である配偶者が65歳の誕生日を迎えたとき

→ 第３号被保険者から第１号被保険者となりますので、お近くの市区町村役場で種別変更の手続きを行ってください。

⑥第３号被保険者の方が亡くなられたとき

→ 第３号被保険者死亡届を提出してください。

## Q 第３号被保険者の特例制度とは？

**A** 過去に第３号被保険者該当届の提出がされていなかったために第３号被保険者に該当しなかった期間に対して、いまから遡ってお届けいただける制度が、平成17年４月より始まりました。くわしくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

## Q 第３号被保険者の住所が変わったときは？

**A** 第３号被保険者の方の住所が変わったときは、第２号被保険者の勤務先の事業主を経由して住所変更届を提出することになっています。提出忘れのないよう、ご注意ください。

# 学生納付特例期間中の国民年金保険料の追納について

大学、短期大学、専修学校等の在学期間中の国民年金保険料の納付について、学生納付特例制度をご活用されている方は、将来受け取る年金額を増額するためにも保険料の追納をおすすめします。

学生納付特例制度とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取れなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例が承認された期間については、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料については、10年以内（たとえば平成15年4月分は平成25年4月末まで）であれば古い期間から順に納付が可能です。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して３年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成24年度中に追納する場合の加算額を含めた追納額は右の表のとおりになります。

**平成24年度に追納する場合の保険料額(月額)**

| 年　度 | 追納額(月額) |
|---|---|
| 平成14年度の月分 | 14,940円 |
| 平成15年度の月分 | 14,720円 |
| 平成16年度の月分 | 14,510円 |
| 平成17年度の月分 | 14,560円 |
| 平成18年度の月分 | 14,610円 |
| 平成19年度の月分 | 14,640円 |
| 平成20年度の月分 | 14,760円 |
| 平成21年度の月分 | 14,840円 |
| 平成22年度の月分 | 15,100円 |
| 平成23年度の月分 | 15,020円 |

保険料の追納には、納付書が必要です。納付書の発行は申し込みが必要になりますので、お住まいを管轄する年金事務所までお問い合わせください。

**ご不明な点は…　管轄の年金事務所までお問い合わせください。**

協会けんぽからのお知らせ

# 協会けんぽの平成23年度決算（医療分）のお知らせ

## ～準備金の赤字を解消、しかし依然として財政基盤は脆弱～

平素より協会けんぽの取り組みにご理解いただき、まことにありがとうございます。このたび、平成23年度の決算が固まりましたのでお知らせいたします。

協会けんぽの平成23年度決算（見込み）は、大幅な保険料率引き上げによる対応に加え、医療費の増加幅や標準報酬月額の下落幅が見込みより小さかったこと等からプラス収支となり、結果として平成21年度末の累積赤字3,179億円を解消しました。しかしながら、「保険料収入の基礎となる賃金が低下する一方、支出の中心となる医療費の上昇」という傾向は変わらず、また高齢化に伴い高齢者医療への拠出金は今後ますます重くなることから、現行制度のままでは今後も保険料率の引き上げが避けられない状況にあり、協会けんぽの財政基盤の強化が不可欠であると考えています。

（単位：億円）

| 国の会計ベースによる収支状況 | | 決算見込み |
|---|---|---|
| 収入 | 保険料　① | 68,852 |
| | 国庫補助金等　② | 11,539 |
| | その他 | 186 |
| | 計 | 80,577 |
| 支出 | 保険給付費　③ | 46,997 |
| | 高齢者医療への拠出金等　④ | 29,752 |
| | その他（業務経費・一般管理費等） | 1,243 |
| | 計 | 77,992 |
| 単年度収支差 | | 2,586 |
| 準備金残高 | | 1,947 |

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※よりくわしい決算の内容は、協会けんぽのホームページに掲載しております。

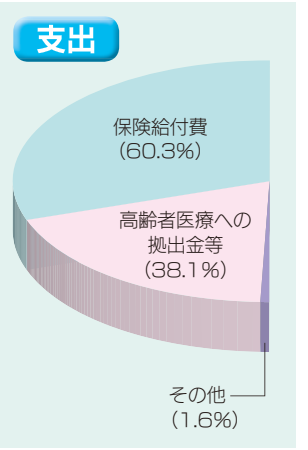


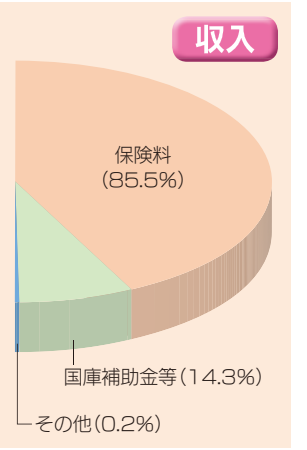


### ①保険料

収入の85.5%を占める保険料は、加入者の皆さまの給与水準（標準報酬月額）をもとに決められます。給与水準は前年度比▲0.3%となり、近年、下落傾向が続いています。

### ②国庫補助金等

収入の14.3%を占める国庫補助金等は、加入者の皆さまが医療を受けた際に協会けんぽ（健康保険）から医療機関に支払われる医療費などをもとにした国からの補助金です。

### ③保険給付費

協会けんぽから医療機関に支払われる医療給付費（53.7%）と加入者の皆さまが病気で職場を休んだときや出産したときなどに支払われる現金給付費（6.6%）を合わせた保険給付費は、支出の60.3%を占めます。

### ④高齢者医療への拠出金等

支出の38.1%を占める拠出金等は、高齢者の方の医療費をまかなうために後期高齢者医療制度（75歳以上の方が加入する保険）などへ支出されるものです。

## 加入者の皆さまの保険料１万円当たりの使い道

加入者の皆さまが病院等を受診したときの医療費
**約5,370円**

加入者の皆さまが病気で職場を休んだ際の手当金や出産したときの給付金
**約660円**

加入者の皆さまの健診費
保健指導費
**約90円**

高齢者の方々が病院等を受診したときの医療費（拠出金）
**約3,810円**

協会けんぽの事務経費等
**約70円**

お問い合わせ先　平成24年３月21日に移転しました
**全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部**　http://www.kyoukaikenpo.or.jp/
電話　０６－７７１１－４３００（自動音声案内）　おかけ間違いにご注意ください
（市内局番は「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません）
受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）
〒５５０－８５１０　大阪市西区靱本町１－11－７　信濃橋三井ビル６階

協会けんぽからのお知らせ

# 協会けんぽの平成23年度事業報告書について

## 加入者、医療費の状況

▶加入者数は、23年度末現在で約3,500万人となっており、22年度末に比べて約3万2千人増加しています。
▶加入者ご本人（被保険者）１人当たりの平均標準報酬月額（給与）は、23年度末現在で約27.5万円であり22年度末に比べ0.4%減となっています。
▶23年度の加入者１人当たりの医療給付費は、11万9,409円で前年度に比べて2.4%増となっています。

## サービス向上のための取り組み

▶23年度は、加入者の方からのお問い合わせが多かった任意継続加入後の保険料納付方法等のご案内、限度額適用認定証と高額療養費のリーフレットを作成しました。とくに限度額適用認定証については、医療機関に協力を依頼し、一部の医療機関窓口で申請書一体型のリーフレットの配布を開始しました。また、高額療養費の請求の目安となるよう、簡易試算をホームページに掲載しました。

## ジェネリック医薬品の使用促進

▶ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担分の軽減額を通知しました。
▶23年９月から11月にかけて、約84万人の加入者へ通知し、23%にあたる約20万人の方にジェネリック医薬品に切り替えていただきました。これにより年間約30億円程度の医療費の軽減効果が得られました。

## 健診・特定保健指導

▶20年度から40歳以上の加入者に対する特定健診・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられ、国から達成目標が示されています。
▶23年度の40歳以上の加入者ご本人（被保険者）の特定健診実施率は、42.7%となっており、22年度と比較して1.8%増となりました。目標（47.5%）には達しなかったものの、着実に向上しています。
▶23年度の加入者ご本人（被保険者）に対する特定保健指導の実施率は8.6%となっており、22年度と比較して2.4%増となりましたが、国の示す目標（41.2%）を下回りました。管理栄養士の活用や、健診機関による特定保健指導などを実施し、実施率向上に向けて取り組んでいます。

※平成23年度の事業報告書についてくわしくは、協会けんぽのホームページをご覧いただくか、協会けんぽ大阪支部までお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

# 年金事務所内「協会けんぽ出張相談窓口」閉鎖のお知らせ

協会けんぽ大阪支部では、平成20年10月の協会設立時から申請書等の提出先が変わることによる混乱を避けるため、大阪府内の各年金事務所内に出張相談窓口を設置してきましたが、郵送による届出の推進等により、窓口利用件数は減少してきております。

また、協会けんぽの財政は、医療費が増加する一方で、長引く不況の影響で保険料収入が減少するなど厳しい状況が続いており、保険料率を引き上げざるを得ない状況です。

このため、平成24年４月27日をもって大手前年金事務所内「協会けんぽ出張相談窓口」を閉鎖いたしましたが、このたび、さらなる経費節減の一環としまして、**以下の６カ所の年金事務所内「協会けんぽ出張相談窓口」を閉鎖させていただくことになりました。**

**天満、福島、堀江、難波、城東、平野**
**〈閉鎖日〉平成24年９月28日㈮**
**※大手前については平成24年４月27日をもって閉鎖しております**

これまで「協会けんぽ出張相談窓口」をご利用いただき、まことにありがとうございました。今後は協会けんぽ大阪支部窓口までお越しいただくか、郵送による申請書の提出にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先　平成24年３月21日に移転しました
**全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部**　http://www.kyoukaikenpo.or.jp/
電話　０６－７７１１－４３００（自動音声案内）　おかけ間違いにご注意ください
（市内局番は「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません）
受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）
〒５５０－８５１０　大阪市西区靱本町１－11－７　信濃橋三井ビル６階

# ～ねんきんネットで家族のきずな～

## 夫婦で年金記録発見の巻

### ねんきんネットってなに？

「ねんきんネット」は年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

### どんなことができるの？

最新の加入記録を確認できます！！
また、年金に加入していない期間などは「未加」と赤字でわかりやすく表示されます。

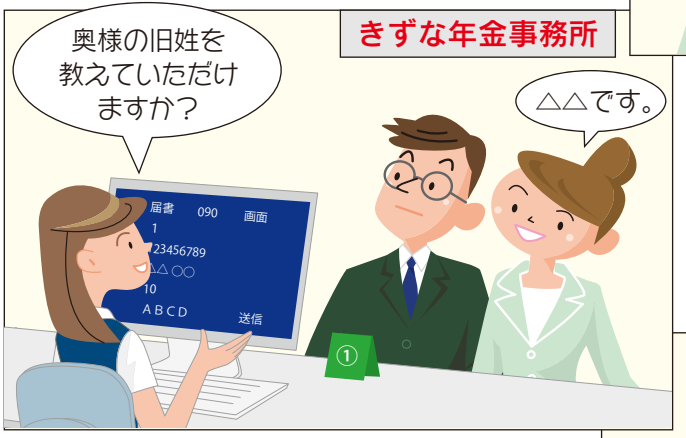


### 「未加」という表示が出たら？

厚生年金や国民年金に加入し納付していたのに「未加」と表示される場合は、別の年金番号が存在する可能性があります。
とくに、旧姓のある方は注意が必要です。
一度、最寄りの年金事務所にご相談ください。

### どうしたら記録が見れるの？

まずはねんきんネットに登録！！
ユーザＩＤを取得すれば、いつでも好きなときに記録が確認できます！
また、ご自身の人生設計に応じた年金額の試算も容易にできます！

## 夫婦のきずなもふかまる世代間のたすけあい

# ねんきんネット

今後も知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能をどんどん追加していく予定です。

### ますます便利に!!

平成24年４月から
「ねんきん定期便」や
「振込通知書」などが、
パソコンで確認できる
ようになりました！

### 登録はこちら!!

※「ねんきんネット」を
ご利用いただくには、
ユーザＩＤが必要です。

ねんきんネット　検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

日本年金機構
Japan Pension Service

# ～ねんきんネットで家族のきずな～

## 年金太郎くんとおばあちゃんの巻

### ねんきんネットってなに？

「ねんきんネット」は年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

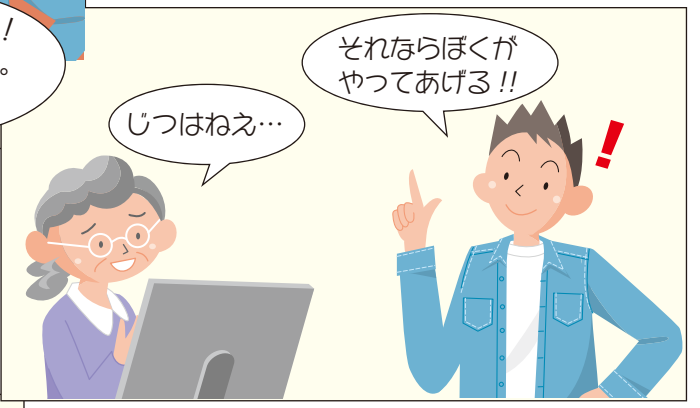


### むずかしそうだけど・・・

登録は、日本年金機構のホームページにアクセスし「ねんきんネット」ボタンをクリック！！
あとは必要な情報(基礎年金番号、氏名、ご住所等)を入力するだけ！！

### めんどうだなあ・・・

アクセスキーがあると「ユーザＩＤ」が登録から**わずか５分**で届きます！！

※「アクセスキー」は、被保険者あてに送付される平成23年度以降の「ねんきん定期便」に記載されている17桁の番号です。「アクセスキー」は年金事務所でも発行できます。

### どんなことができるの？

いつでも、最新の年金記録が確認できます！
また、ご自身の人生設計に応じた年金額の試算や、記録の「もれ」や「誤り」の発見も容易にできます！

## かぞくのきずなもふかまる世代間のたすけあい

# ねんきんネット

今後も知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能をどんどん追加していく予定です。

### ますます便利に!!

平成24年４月から「ねんきん定期便」や「振込通知書」などがパソコンで確認できるようになりました！

### 登録はこちら!!

※「ねんきんネット」をご利用いただくには、ユーザＩＤが必要です。

ねんきんネット　検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

日本年金機構
Japan Pension Service

# 「ねんきんネット」申し込み手順

## 1. 日本年金機構ホームページにアクセス

日本年金機構（URL：http://www.nenkin.go.jp/）のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

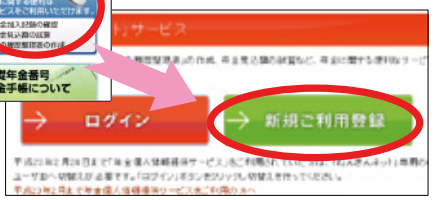


「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

## 2.「ねんきんネット」サービス　ご利用登録

左記画面（ねんきんネット申請用トップページ）が表示されますので「ご利用登録（アクセスキーをお持ちでない方）」ボタンをクリックします。

「アクセスキー(※)」をお持ちの方は、「ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックして登録画面に進んでください。

※「アクセスキー」は、被保険者あてに送付される平成23年度以降の「ねんきん定期便」に記載されている17桁の番号です。
なお、アクセスキーの有効期限は3カ月ですのでご注意ください。

「アクセスキー」はお近くの年金事務所でも発行できます。
（ただし、年金手帳やご本人の確認ができるものが必要です）

## 3. ユーザ ID 発行申し込みの情報入力

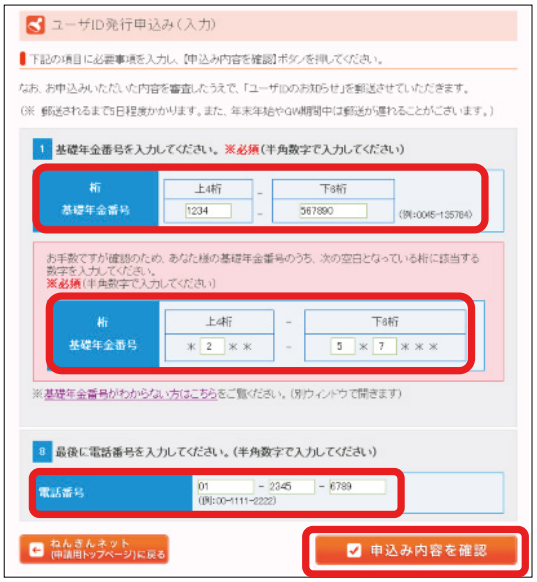


画面イメージは今後変更される場合があります

左記画面が表示されますので、必要な情報（基礎年金番号、氏名、ご住所等）を入力し画面下の「申込み内容を確認」ボタンをクリックします。

クリック後は確認画面が表示され、画面の指示に従い進めていくことで「ユーザＩＤ発行申込み（完了）」画面が表示されます。

申し込みから**約５日程度**で、「ユーザＩＤ」が郵送されます。

「ログインメニュー」から、「ご利用登録されている方」ボタンをクリックし、「ユーザＩＤ」および申し込み時に設定していただいた「お客様設定パスワード」を入力し、ご利用ください。

**※ 入力していただいた情報と、登録されている記録が一致しなかった場合は、ＩＤが発行できませんので、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。**

お問い合わせは『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ！

◆お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください◆

**0570－058－555**

※050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は

**03－6700－1144**

月～金曜日午前9時00分～午後8時00分、第２土曜日午前9時00分～午後5時00分
（祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません）

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。
※ＩＰ電話・PHS用電話の場合は、通常の通話料金がかかります。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話となっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

**アクセスキーをお持ちの方は、携帯電話からもユーザIDの発行ができます！**

**携帯電話からのユーザ ID 発行申込み**

https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile/

バーコード読取機能付き携帯電話であれば、下記バーコードがご利用いただけます。

※ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でＩＤ発行が可能です。
（ただし、年金情報はパソコンからご確認ください）
※申し込み時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。

記事提供：日本年金機構・大手前年金事務所・全国健康保険協会大阪支部
発行所：財団法人　大阪府社会保険協会　☎06－6445－3013　〒550－0003 大阪市西区京町堀１－３－13　辰巳ビル２階
http://www.osaka-shahokyo.or.jp/